

令和3年10月1日

恵那市内各中学校
保護者の皆様
関係者の皆様

恵那市教育委員会
恵那市中学校長会

緊急事態宣言解除後のクラブの活動について

保護者ならびにクラブ指導者等関係者の皆様におかれましては、日頃より中学校での部活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、部活動については、成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防止するとともに、バランスのとれた心身の成長や学校生活を目指し、岐阜県の部活動指針に基づいて活動しています。しかしながら、昨今のコロナ禍においては、生徒の大切な命を守るために、活動が大幅に制限されているところです。

このような中、9月30日をもって緊急事態宣言が解除となりましたが、1つのエラーをきっかけにクラスターが発生する危険は依然としてあります。岐阜県からは引き続き感染防止対策を徹底しながら、徐々に日常を取り戻していくことが求められています。部活動の大会・発表会等も行われるようになることから、メリハリをきかせた感染防止対策を継続するため、恵那市においても、岐阜県の方針に沿って、下記のとおり実施するよう配慮しているところです。

つきましては、各クラブにおいても、下記の取組をふまえて活動していただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

記

10月1日から10月14日の特別な対応

- ・ 部活動については、練習試合及び土日の活動は原則として実施しない。
(次につながる大会等が2週間以内にある部活動は除く。)

部活動における対応

(1) 練習時間、練習試合等

- 感染防止対策に万全を尽くしたうえで、「岐阜県中学校部活動指針」「岐阜県高等学校部活動ガイドライン」に示す週当たりの休養日や1日当たりの活動時間を遵守すること。(週当たり2日以上休養日、少なくとも平日1日・休日1日以上休養日を設定し、平日2時間程度、休日3時間程度の活動)
- 活動にあたっては、「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」の指定期間で実施できなかった活動内容を回復することを優先した過度な計画とならないよう、「真に必要な時間、内容は何か」という考えのもと、管理職が部顧問と協議し、活動計画を決定すること。
- 対外試合等の実施は、訪問先の感染状況や感染防止対策を十分に確認したうえで、慎重に検討すること。日帰りを基本とし、宿泊を伴うものについては、その必要性が極めて高い場合に限定したうえで、宿泊を伴う修学旅行と同様の対策を講ずること。(いずれの場合も、「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」の指定地域にある学校とは実施しない。)なお、今後の感染状況に応じて、休止を含め制限することも検討すること。
- 校外での活動の際は、移動時の感染防止対策を徹底するとともに、大会等の主催者や施設管理者等が定める感染防止対策を遵守すること。

(2) 基本的な感染防止対策の徹底

- ◇ 活動開始前は手指消毒等の対策を徹底するとともに、必ず過去2週間の「健康チェックカード」で当日の健康状態を確認し、生徒が該当項目に1つでも当てはまる場合は参加させず、直ちに帰宅させること。また、過去2週間で体調不良があり、医療機関受診など必要な対応をとっていない場合も同様とすること。顧問についても同様の場合には指導に従事せず、直ちに帰宅すること。
- ◇ 公式試合参加の場合は、特に試合前後の期間の健康観察を徹底すること。
- ◇ 卒業生などの外部からの訪問については、延期を依頼すること。やむを得ない場合は、入校時に過去2週間の「健康チェックカード」で健康状態を確認することを徹底すること。
- ◇ マスクを外してよいタイミング(プレー中のみが原則)を指導者・児童生徒とも共通認識し、休憩中、ミーティング中、ベンチ内、更衣室などで常にマスクを着用するとともに、手指衛生の徹底(アルコール手指消毒薬を練習場に必ず持ち込むなど)も行うこと。
- ◇ これらの感染防止対策の基本は、学校外のスポーツクラブ等に所属して活動する児童生徒や保護者、指導者にも共通した方針とするよう周知を図ること。

- (3) 練習内容
- ※「感染リスクの高い活動の回避」の内容を含むものについては、他の練習メニューを組み合わせるなど工夫し、当該活動を短時間とするなどの措置を講じるとともに、状況に応じて、休止を含め、制限を検討すること。
- (4) 飲食時等の対応
- ◇ 活動前後や休憩時は、マスク着用など基本的な感染防止対策を徹底し、活動中も、呼気が激しくならない軽度な運動やミーティングなどで会話を伴う際は、その都度マスクを着用すること。
 - ◇ 休憩などで飲食する場合には、特に感染防止対策を徹底すること。加えて、部活動終了後の、生徒同士による食事等はしないよう指導を徹底すること。
- (5) 部室の利用
- ◇ 部室を利用する際は、マスクを着用し、更衣のみの使用に限定し、短時間に済ませるとともに、多人数で部屋を利用しないこと。

※感染リスクの高い活動の回避

- (1) 感染リスクの高い教科等活動についての考え方
- リスクの低い他の活動を組み合わせるなど工夫し、当該活動を短時間とするなどの措置を講じるとともに、状況に応じて休止を含め、制限を検討すること。
 - ・ 各教科等に共通する活動として、「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - ・ 家庭等における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - ・ 美術等における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
 - ・ 上記の活動以外にも、児童生徒同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体的接触のある活動等
- (2) 体育の授業の実施において特に配慮すべき事項
- 「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（柔道の乱取り、バスケットボールやサッカーにおける防御等1対1の活動等）は、リスクの低い他の活動を組み合わせるなど工夫し、当該活動を短時間とするなどの措置を講じるとともに、状況に応じて、休止を含め、制限を検討すること。
 - ◇ 可能な限り屋外で実施すること。
 - ◇ 特に呼気が激しくなる運動を避けること。
 - ◇ 運動を行っていない時（着替えや移動時、教員による指導内容の説明、グループでの話し合い、用具の準備や後片付け時など）はマスクを着用すること。
 - ◇ 呼気が激しくならない軽度な運動は、可能な限りマスクを着用すること。
 - ◇ 集団で行う活動は避け、可能な限り個人で行う活動とすること。
 - ◇ 特定の少人数（2人～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は、十分な距離を空けて実施すること。
- (3) 合唱、管楽器演奏において特に配慮すべき事項
- 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及び管楽器演奏」は、以下に留意した上で、最小限に絞った活動とすること。
 - <合唱>
 - ・ 原則、マスクを着用すること。マスク着用により、息苦しくなるケースでは、十分な距離（最低2m）を確保してマスクを外して行うこと。屋外で、十分な距離（最低2m）を確保して、向き合わずに行う場合は、マスクを着用せずに行うことも考えられる。
 - ・ 常時換気を原則とし、近距離での大声を避けること。
 - ・ 譜面台や椅子等、多数の人が手を触れる場所は、適宜消毒を行うこと。
 - ・ 合唱している児童生徒同士や指導者等、聴いている児童生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）空けること。
 - ・ 立っている児童生徒の飛沫が座っている児童生徒の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避けるため、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないこと。
 - <管楽器演奏>
 - ・ 管楽器演奏時は、人との十分な距離（2m程度）を確保すること。
 - ・ 管楽器演奏時以外は、原則、マスクを着用すること。
 - ・ 常時換気を原則とし、近距離での大声を避けること。
 - ・ 譜面台や椅子等、多数の人が手を触れる場所は、適宜消毒を行うこと。
 - ・ 楽器の交換や共有はしないこと。（打楽器等は、消毒するなどの感染防止対策を徹底すれば可）
 - ・ 管楽器の唾抜きは、スワブ（管楽器などの内部を拭くための布）を頻繁に通し、床に垂れないように配慮すること。唾抜き後は、手指衛生を徹底すること。